（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法及び農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正）

第七条　次に掲げる法律の規定中「及び地方公務員法」を「並びに地方公務員法」に改め、「占める者」の下に「及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者」を加える。

一　高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）第五条

二　農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第百四十五号）第二条

（警察法の一部改正）

第八条　警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項中「第三十八条第一項の」を「第三十八条第一項本文の」に改め、同項ただし書中「同法第三十八条第一項」を「同項」に改める。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正）

第九条　女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第二十二条第二項から第五項まで」を「第二十二条の三第一項から第四項まで」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正）

第十条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十七条の四」を「第四十七条の三」に、「第四十七条の五」を「第四十七条の四」に、「第四十七条の六」を「第四十七条の五」に改める。

第四条第五項中「第四十七条の六第二項第二号」を「第四十七条の五第二項第二号」に改める。

第四十条中「（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十七条、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）」を削り、「第二十二条第一項（」を「第二十二条（同法第二十二条の二第七項及び」に、「第二十二条第一項の」を「第二十二条の」に改める。

第四十三条第四項中「、前項若しくは第四十七条の三第一項」を「若しくは前項」に改め、「若しくは同条第二項の都道府県の定め」を削る。

第四十七条の二第一項中「非常勤の講師」を「同法第二十二条の二第一項各号に掲げる者」に改める。

第四十七条の三を削る。

第四十七条の四第一項中「に非常勤の講師」の下に「（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下この条及び第六十一条第一項において同じ。）」を加え、同条第二項中「報酬及び」を「報酬」に、「は、当該」を「及び期末手当（地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる者にあつては、給料、手当及び旅費）は、当該」に改め、同条を第四十七条の三とする。

第四章第三節中第四十七条の五を第四十七条の四とし、同章第四節中第四十七条の六を第四十七条の五とする。

第六十一条第一項中「報酬及び」を「報酬」に、「の額」を「及び期末手当の額」に改める。

（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正）

第十一条　公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条第五号中「第四十七条の四第一項」を「第四十七条の四第一項」に改める。

第十七条第二項中「非常勤の」を削り、「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、」に改める。

（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正）

第十二条　公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「非常勤の」を削り、「第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及び」を「第二十二条の二第一項第一号に掲げる者に限り、」に改める。

（地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第十三条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「によって」を「により」に改め、同条第三項中「にあっては」を「には」に改め、同条第六項中「第二十二条第二項から第五項まで」を「第二十二条の三第一項から第四項まで」に改める。

第十八条第六項を削り、同条第七項中「第五項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とする。

（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正）

第十四条　公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第五項中「第二十二条第一項」を「第二十二条」に改める。

（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正）

第十五条　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成十四年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを「（地方公務員法の適用除外）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

（構造改革特別区域法の一部改正）

第十六条　構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「第二十二条第二項から第五項まで」を「第二十二条の三第一項から第四項まで」に改め、同項第一号中「第二十二条第二項又は第五項」を「第二十二条の三第一項又は第四項」に、「かんがみ、同条第二項後段又は第五項後段」を「鑑み、同条第一項後段又は第四項後段」に改め、同条第二項中「第二十二条第二項」を「第二十二条の三第一項」に、「同条第二項」を「同条第一項」に改め、同条第五項中「第二十二条第五項」を「第二十二条の三第四項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

（構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条　旧地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づき臨時的任用をされ、かつ、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第二十四条第二項又は第五項の規定に基づき引き続き任用されている職員については、旧地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づき採用された日に新地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項の規定に基づき採用され、かつ、前条の規定による改正後の構造改革特別区域法（次項において「新構造改革特別区域法」という。）第二十四条第二項又は第五項の規定に基づき引き続き任用されている職員とみなして、同条の規定を適用する。

2　この法律の施行の際現に旧地方公務員法第二十二条第二項又は第五項の規定に基づき常時勤務を要する職に臨時的任用をされている職員については、同条第二項又は第五項の規定に基づき採用された日に新地方公務員法第二十二条の三第一項又は第四項の規定に基づき採用された職員とみなして、新構造改革特別区域法第二十四条の規定を適用する。

（地方独立行政法人法の一部改正）

第十八条　地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第五十条の二の表第三十八条の二第一項の項中「第二十八条の五第一項に規定する」を削る。